

漢詩文にみる弘仁六年の渤海使

浜田, 久美子 / HAMADA, Kumiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

66

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

16

(発行年 / Year)

2006-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011526>

漢詩文にみる弘仁六年の渤海使

はじめに

古代日本において、外国使節が来日した際の迎接体制は、延喜太政官式と治部式に次のように規定されていた。

・太政官式蕃客条（一）は割書

凡蕃客人朝、任存問使、掌客使、領歸郷客使各二人、随使各一人、通事一人（入京之時令存問使兼領客使）。又預差定郊勞使、慰勞使、勞問使、賜衣服使各一人。宣命使、供食使各二人（豐樂院各一人、朝集堂各一人）。賜勅書使、賜太政官牒使各二人（史一人随官牒使到客館）。

・治部式蕃客条

浜田久美子

凡蕃客人朝者、差領客使二人（掌在路雜事）、随使一人（掌記録及公文事）、掌客二人（掌在京雜事）、有史生二人、共食二人（掌饗日各対使者飲宴。自余使見太政官式）。

旧稿でみたように、太政官式の迎接使は承和八年（八四一）以後の渤海使来日記事に散見されるが、治部式の迎接使は領客使を除いては、『日本書紀』以外ほとんど確認できないため、両式の成立時期は異なるとみられる。また、太政官式では存問使が他の迎接使に先行して史料に現れるように、同じ式文内の迎接使でも異なる時期に成立したと

考えられる。したがって、古代における迎接待体制を考えるためには、式文の枠を離れて、個別の迎接待の成立過程を検討することが必要となる。

しかし、詳細な渤海使来日記事を載せる『続日本後紀』以後の国史とは異なり、それ以前の『続日本紀』や『日本後紀』からは、位階が高くない迎接待の任務が判明する記事は少ない。従来、迎接待の個別研究が行われなかったのもこのためであり、国史以外の史料を視野に含めた検討が必要となる。

九世紀初めに成立した勅撰漢詩集のひとつ『文華秀麗集』には、弘仁五年（八一四）来日の王孝廉を大使とする渤海使来日に関する一連の漢詩が残っており、これらの漢詩中には存問使や領客使の語を見てとることができる。

この『文華秀麗集』の渤海関連詩については、国文学の分野から小島憲之氏⁽³⁾、遠藤光正氏⁽⁴⁾らが研究を始め、近年では雑誌『アジア遊学』連載の「渤海関連詩を読む」において解釈がほどこされている⁽⁵⁾。また、歴史学の分野では大日方克己氏⁽⁶⁾、上田雄氏⁽⁷⁾、加藤順一氏⁽⁸⁾らが日渤海関係史を扱うなかで検討している。これらの先行研究により、個々の漢詩の内容は深められてきたが、渤海使迎接待に注目した分析は十分とはいえない。本稿ではこれらの漢詩を検討すること

で、存問使と領客使の役割を明らかにしたい。

一 弘仁六年の渤海使

弘仁六年に入京した渤海使に関する記事を『日本後紀』及び『類聚国史』から整理したものが「表一」である。この表をもとに渤海使の足跡を概観したい。

渤海使の着岸地については記載がないが、十一月九日の出雲国の田租を免じて蕃客に供えるという記事より、来着地または安置国が出雲であるとみられる。翌年正月には入京し、元日朝賀や正月七日の節会、十六日の踏歌などの儀式に参加している。また、使節の構成は正月七日の叙位記事より、大使王孝廉、副使高景秀、判官高英善・王昇基、録事釋仁貞・烏賢徳、訳語李俊雄であることがわかる。

渤海からの国書（啓）の内容は記されていないが、正月二十二日にみえる日本の国書から、渤海啓が先王大元瑜の死と、大言義の即位を伝えたものとみられる。この国書授与以後は、五月十八日に大使王孝廉らが逆風に遭い漂廻するまで記録がないため、おそらくこの間に渤海使は京を出発し、出航地に向かったのだろう。出航地については、五月二十三日に越前国に大船を用意させている記事がみえるものの、地名は記されていない。小島憲之氏や遠藤光正氏

【表Ⅰ】弘仁 5 年～ 7 年の渤海使関連記事

西暦	年	月日	内容	典拠
814	弘仁 5	9・30	渤海国が使者を派遣して方物を献ずる。	後紀
		11・9	賊乱と蕃客供給のため出雲国の田租を免ず。	
815	弘仁 6	正・朔	天皇が大極殿に出御して朝を受く。蕃客位に陪る。	
		正・7	五位以上と渤海使を宴す。女楽を奏す。渤海大使以下叙位、賜禄あり。	
		正・16	天皇が豊楽院に出御して五位以上と蕃客を宴す。踏歌を奏す。	
		正・20	朝集堂で大使王孝廉らを饗す。案及び禄を賜う。	
		正・22	渤海王宛の国書を賜う。	
		5・18	王孝廉ら海中で逆風にあって漂廻。	
		5・23	越前国に大船を選ばせる。	
		6・14	王孝廉薨ず。正三位を贈る。	
816	弘仁 7	5・2	副使高景秀以下に夏衣を賜い、渤海王宛の国書を賜う。	類史

は敦賀に松原客館^⑨があることから敦賀を出航地とみているが、近年は後述のように、漢詩文しより出雲とみる大日方克己氏や加藤順一氏の説が有力である。

渡航に失敗した王孝廉は六月十四日に病没してしまう。翌年の弘仁七年五月に副使高景秀らに再度国書が賜られているため、渤海使は孝廉没後も一年近く出航できずにそのまま日本に滞在し続けたことになる。二度目の国書は一度目の国書の内容を縮めたものであるが、王孝廉の死と判官王昇基や録事釋仁貞の死が追記されており、新たな物故者が出ている。その後は渤海使に関する記述がないため、一行はまもなく出航したのであろう。

二 漢詩文の検討

次に弘仁六年の渤海使に関する漢詩文をみていきたい。一連の渤海関連詩は、『文華秀麗集』や『経国集』^⑩にみえる次のA～Nまでの十四の詩である。

【文華秀麗集】

- ・宴集 A 「奉_レ勅陪_ニ内宴_一詩」王孝廉
- B 「七日禁中陪_レ宴詩」釋仁貞
- C 「春日対_レ雨 探得_ニ情字_一」王孝廉
- ・餞別 D 「春日餞_ニ野柱史奉_レ使存_ニ問_一渤海客_一」巨識人

漢詩文にみる弘仁六年の渤海使（浜田）

・贈答 E 「書懷呈王中書」 仲雄王

F 「秋朝聽雁 寄渤海入朝高判官釋録事」

坂今雄

G 「和渤海大使見寄之作」 坂今繼

H 「春夜宿鴻臚 簡渤海入朝王大使」 滋野

貞主

I 「和渤海入朝副使公賜對龍顔之作」 桑

腹赤

J 「在辺亭賦得山花 戲寄兩箇領客使并

滋三」 王孝廉

K 「和坂領客對月思郷見贈之作」 王孝廉

L 「從出雲州書情 寄兩箇勅使」 王孝廉

M 「和滋内史奉使遠行觀野燒之作」 巨識

人

『経国集』 N 「春日奉使入渤海客館」 滋野貞主

『文華秀麗集』『経国集』ともに漢詩が時系列で排列されていないため、個々の詩がいつどこで詠まれたのかは、詩の詞書や内容より判断しなければならない。以下で、A、Nの漢詩を時系列に並び替えて、早いものから検討していきたい。

(一) 存問使派遣時の詩 (M)

一連の漢詩でもっとも最初に詠まれたのが、弘仁五年に出雲に派遣された存問使がその途中で詠んだとみられる次のM詩である。

M 和滋内史奉使遠行觀野燒之作。一首。 巨識人

皇華辭宅遠有期 行踏雲山臘月時 正馬駢馳忽

逢夜 暝矇暗色迷所之

誰村野火客行辺 不待二月暉 見朗天一初着孤

叢微燎発 須臾逆散万山然

炎燭紛飛無暫断 冬時不寒還生暖 状似天河曉

星落 色如仙竈暮煙滿

寒氷鎔尽百谷中 熱雲蒸落九天空 山鳥愁傷構巢

樹 野人畏着編宇蓬

忽起辺風吹焦声 雄光列列看更明 長途今夜

不知知暗 屢策輕蹄独照行

この詩は、巨識人(巨勢識人)が滋内史(滋野貞主)作の詩に唱和した詩である。滋内史が滋野貞主であることは、『文華秀麗集』巻中の嵯峨天皇御製詩に「同内史滋貞主追和武蔵録事平五月訪幽人遺跡之作」という漢詩があることから明らかである。貞主は弘仁年間に内記を務めている。「内史」は「内記」と同義であろう。

詩の冒頭の「皇華」とは、『大漢和辞典』によれば、「小雅」皇皇者華序に「君遣^レ使臣^二也、送^レ之以^レ礼楽、言遠而有^二光華也^一」とある部分が転じて、天子の使臣、勅使のことを指すという。したがって、この詩は、貞主が勅使として臘月（陰暦十二月）に遠行して見た野焼の様子を詠んだものである。しかし、識人が唱和した貞主の詩も残っており、何のための勅使であるのかは不明である。

渤海使に関する語がまったくみられないこの詩を渤海関連詩であると説いたのが井実充史氏である。井実氏は、識人が貞主の饒別に作ったD「春日饒^二野柱史奉^レ使存^二問渤海客^一」詩（後掲）とM詩は関連があるものとする。氏は、D詩の「野柱史」（「柱史」は内記の唐名）も滋野貞主を指し、貞主が存問使を奉じているため、M詩の「使」も存問使のことであり、「（貞主は）おそらくこの（M詩の）ときは存問使として王孝廉一行の入国審査をするために赴いたのであろう」と理解している。確かに、『文華秀麗集』で「奉使」という語が用いられているのはD詩とM詩のみである。国司が京を出発する場合には「赴任」の語で記されており、「奉使」とは明確に区別されているのである。

また、渤海使が弘仁六年の元日朝賀に参加するためには、弘仁五年中に入京しなければならない。延喜主計式に

漢詩文にみる弘仁六年の渤海使（浜田）

よれば、出雲までは下りで八日、上りで十五日の計二十三日を要するため、渤海使が弘仁五年中に入京するためには、存問使の出雲への出立は遅くとも十二月初旬となり、Mの「臘月」と季節が一致する。

以上のことから、本稿でも井実説に従い、M詩が存問使派遣の途中で詠まれた詩と考えたい。さらに、存問使貞主が見た野焼について、識人もその様子を詳細に詠んでいることから、識人も貞主とともに存問使として派遣され、野焼をみているものと考えたい。

（二）正月の宴会での詩（A・B・I）

A 奉^レ勅陪^二内宴^一詩。一首。王孝廉

海国来朝自^二遠方^一。百年一醉謁^二天裳^一。日宮座外何

所^レ見。五色雲飛万歳光

B 七日禁中陪^二宴詩^一。一首。釋仁貞

入^二朝貴国^一慙^二下客^一。七日承^レ恩作^二上賓^一。更見鳳声

無^二妓態^一。風流變動一國春

Aは渤海大使王孝廉が内宴の席で詠んだ詩であり、Bは渤海録事釋仁貞が正月七日の宴で詠んだ詩である。Aが詠まれた日については、Bと同じ正月七日とみる小島説や上田説と、平安時代の年中行事としての内宴が正月二十日頃

に行われることから、正月二十日に詠まれたとする遠藤説、後藤説⁽⁵⁾、加藤説がある。内宴は嵯峨朝を成立期とし、天皇の私的な饗宴で、唐楽や文人賦詩を中心とするものとされている⁽¹²⁾。しかし、弘仁六年の正月七日や二十日の宴会には天皇の出御は明記されておらず、これらの日とみてよいか問題となる。また、天皇の出御が確認できるのは正月十六日の踏歌であるが、その日であるという根拠もなく、ここでは具体的な日を断定することはできない。

I 和^レ渤海人觀副使公賜^レ對^レ龍顏^上之作。一首。桑腹赤
渤海望無^レ極 蒼波路幾千 占^レ雲遙驟^レ水 就^レ日遠
朝^レ天

慶自^二紫霄^一降 恩將丹化宣 以^二君吳札耳^一 応悦
聽^二薰絃^一

I は渤海副使高景秀の「公に龍顔に對ゆることを賜う」という詩に桑原腹赤が唱和したものである。桑原腹赤（のちの都腹赤）は弘仁五年成立の『凌雲集』目録に「文章生相模権博士太初位下」とあるので、文章生として渤海使との宴会に参加したのであろう。高景秀の作品は残っていないが、「龍顔」すなわち嵯峨天皇に對面した後に詠まれた詩であるため、おそらく正月の宮中での宴会で詠まれたものと推測できる。しかし、A 同様具体的な日を特定する手

がかりはない。

(三) 京の鴻臚館での詩(H)

H 春夜宿^二鴻臚^一、簡^二渤海入朝王大使^一。一首。滋貞主
枕上宮鐘伝^二曉漏^一 雲間賓雁送^二春声^一 辞^レ家里許
不^レ勝^レ感 況復他郷客子情

作者は存問使滋野貞主である。詞書の「鴻臚」とは、外国使節が宿泊する客館「鴻臚館」のことで、平安時代には平安京と難波、大宰府に置かれた。また、「簡」字には「手紙を書く」という意味があることから、鴻臚館に泊まった貞主が渤海大使王孝廉に手紙で託した漢詩と解釈できる。

この詩の「鴻臚」については、京中鴻臚館説と渤海使の出航地の客館説がある。小島氏、上田氏、山谷氏⁽⁵⁾は京中説を、遠藤氏、大日方氏、加藤氏は出航地の客館説を支持している。京中説では、渤海使が在京している弘仁六年正月に詠まれた詩ということになるが、出航地説では渤海使が出航地に着いた弘仁六年の二月から三月頃の詩となる。

出航地説をとる遠藤氏は、存問使貞主が王孝廉らとともに出航地（遠藤氏が出航地を敦賀としていることについては前述のとおりである）に同行しており、その途中王孝廉

のもとに送った詩であるとみている。出航地とみる根拠としては、後述のC詩とJ詩が、このH詩と共通する下平声「八庚」の韻字で作られており、C詩とJ詩は明らかに出航地であることがわかる。「辺庁」「辺亭」で詠まれているため、このH詩も同様に出航地で詠まれたものとするのである。大日方氏もこの遠藤説を支持し、「鴻臚」という表現が出航地の宿泊施設の漢語表現であるとしている。

一方、京中説のうち、山谷氏は貞主が手紙で漢詩を託していることに注目し、鴻臚館に宿泊していたのは貞主のみで、渤海使は宿泊していなかったと考える。そして、その理由として『日本後紀』弘仁六年三月癸酉（二日）条にみえる次の記事を挙げている。

制、蕃国之使、入朝有期、客館之設、常須牢固。頃者疾病之民、就此寓宿、遭喪之人、以為隱處、破壞舍垣、汚穢庭路。宜令彈正并京職檢校。

客館には「疾病の民」がおり、建物や垣根は壊れ、庭路も汚れているため、正月に入京した渤海使に鴻臚館が提供できず、代わって鴻臚館にいる貞主が別の場所にいる渤海使に手紙で詩を託したと理解するのである。

漢詩文にみる弘仁六年の渤海使（浜田）

しかし、三月のこの記事から正月に渤海使が鴻臚館に泊しなかったとは言い切れない。やはり、鴻臚館は客館であり、渤海使はそこに泊まっていたであろう。上田氏も指摘するように、存問使貞主は渤海使との宴会に参加し、そのまま使節とともに鴻臚館に宿泊したと考えるべきではないだろうか。

また、漢詩を手紙に書いて託したことは、これから出立する渤海使への贈り物であろう。なぜなら、貞主は存問使であり、渤海使帰国に際しては同行していないのである。この点は存問使と領客使の任務の差異を明確にする重要なことであるが、これまで指摘されてこなかった。後述のように、渤海使には領客使が同行しており、貞主が同行したことは確認できないのである。このように考えると、貞主が同行していることを前提とする出航地の客館説も成り立たないことになる。

京中説を裏付ける根拠としては、詩の冒頭「枕上宮鐘」の語がある。小島氏は「宮」字を五音の一つ「喉音」を意味する「黄鐘」と解釈しており、遠藤氏もこの説を継承している。このような解釈では、鐘がどこにあるかは特定できない。しかし、山谷氏は『菅家文草』巻一「雪中早衙」にみえる「風送宮鐘曉漏聞」の「宮鐘」を、川口久雄氏が

「宮中の鐘」と解釈していることを支持し、H詩の場合も「宮中の鐘」とすべきであるとしている。本稿でも山谷説に従いたい。「宮鐘」が宮中の鐘であれば、それを聞いている貞主は京内の鴻臚館にることになり、H詩は京中鴻臚館において詠まれたものとみることができるのである。

(四) 出航地での詩―春 (C・J・G・L)

C 春日対雨、探得情字。一首。 王孝廉

主人開宴在「辺庁」客醉如泥等「上京」疑是雨師知「聖意」甘滋芳潤灑「羈情」。

作者は渤海大使王孝廉である。詞書の「探得情字」とは、韻字として「情」字を用いることを課題として詩を作る「探韻」のことである。この詩が京で詠まれたものでないことは、「在辺庁」の語からわかる。「辺庁」は二句目の「上京」(平安京)⁽¹⁵⁾と対句になっており、京外の地であることは明らかだが、出航地へ向かう途中の国・郡庁や駅亭であるのか、出航地の客館なのかは定かではない。また、詩の冒頭の宴の主催者である「主人」も在庁官人か、渤海使に京より同行している領客使か不明である。四句目の「羈情」の「羈」字に「旅」の意があることから、出航地に到着する以前の詩かもしれない。

J 在「辺亭」賦得「山花」、戲寄「両箇」領客使并滋三。一首。 王孝廉

芳樹春色色甚明 初開以咲聴無声 主人毎日専攀尽残片何時贈「客情」

C詩と同様王孝廉の作である。「在辺亭」という語、「山花」という課題に対して作られた詩であること、「主人」が詠まれていることなど、C詩との共通点が多い。ただし、C詩にみえる雨についての語がないため、異なる日に詠まれた可能性もあり、このような詩宴が出航地に着く前後で頻繁に行われていたと考えられる。

詞書の「両箇」領客使并滋三」とは誰のことであろうか。後掲G詩の作者が坂上今継であり、後掲K詩に「坂領客」とあることから、この坂上今継が領客使であるとみられる。今継は、『後紀』序文に「從五位下勲七等行大外記兼紀伝博士」として名前が挙がっており、『後紀』編纂に中心的役割を果たした人物として知られる。『凌雲集』目録に「左大史正六位上兼行伊勢權大掾坂上忌寸今継」とあり、また、故実叢書本『西宮記』卷四所引弘仁七年六月二十二日宣旨に「少外記坂上忌寸今継」とあるため、弘仁六年前後には左大史あるいは少外記を務めていたことになる。⁽¹⁶⁾

詞書には「両箇領客使」とあるため、領客使は二人いることになる。治部式でも領客使の定員は二人である。そこで、もう一人の領客使は誰なのかという問題が生じる。後掲F詩の作者が「坂今雄」であるため、領客使は坂上今雄と坂上今雄の二人とみることもできる。しかし、今雄については、他の史料にまったく名前がみえず、今継の誤写とみる説が松浦友久氏により指摘されており、本稿でも誤写と考えたい。もし今雄と今継が別人で、それぞれ領客使として渤海使に付き添っているとしたら、敢えて両者を識別できない「坂領客」と称するだろうか。結局、領客使の一人は坂上今継であるが、もう一人は不明と言うほかはない。

では、「滋三」は誰であろうか。従来「滋」字より、存問使である滋野貞主と理解されてきた。しかし、加藤氏は「家沢の第三子也」とその卒伝に書かれている滋野貞雄とする新説を示した。貞男と貞主はともに家沢の息子である。貞主が弘仁六年に大内記になっているのに比べ、貞雄は弘仁七年に主殿少属であるため、貞雄のほうが年下であったようだ。貞雄は弘仁七年の任官が最初であるため、弘仁六年には学生であった可能性が高い。一方、貞主は『文華秀麗集』中で「内史滋貞主」「野柱史」「野内史」

「滋内史」などと表記されており、内記であることを付さない「滋三」と書かれている例はこのJ詩以外他にない。そこで、本稿では加藤説に従って「滋三」は貞雄を指すと考え、前述のように存問使貞主は渤海使に同行していないと考えたい。さらに、「滋三」が、治部式蕃客条に領客使に同行して記録を掌る随使であったと考えたい。

G 和 渤海大使見寄之作。一首。 坂今継

實享寂寞對青溪 処処登臨旅念悵 万里雲邊辭國遠 三春煙裡望鄉迷

長天去雁催歸思 幽谷來鶯助客啼 一面相逢如旧識 交情自与古人齊

王孝廉の詩に坂上今継が唱和したものである。孝廉の作品は前掲のC詩、J詩と後掲のL詩があり、J詩・L詩にはそれぞれ「両箇領客使并滋三に寄せる」「両箇勅使に寄せる」ことが書かれており、G詩の作者今継に寄せられた詩である。このうち、L詩にはG詩と類似する「速歸思」「北雁」「長天」などの語が用いられていることから、G詩はL詩を受けて詠まれたとする遠藤氏や大日方氏、加藤氏の説がある。

詩が詠まれた時期は、四句目に「三春」とみえる。「三春」は春の三ヶ月、すなわち三月のことであるため、冒頭

の「賓亭」は出航地の客館とみられる。

Ⅰ 從_レ出雲州_ニ書_レ情 寄_二両箇勅使_一 一首。 王孝廉

南風海路速_ニ帰思_一 北雁長天引_二旅情_一 頼有_二鏘鏘雙

鳳伴_一 莫愁多日住_二辺亭_一

この詩が詠まれた時期について、遠藤氏は a 論文で弘仁六年春の帰国時としながらも、b 論文では弘仁五年の来着時としている。弘仁五年とする根拠として、渤海使の帰国航路が直接日本海を横断するのでなく、対馬海流に乗って東北地方沿岸に進んでから北海道やサハリン沖でリマン海流に乗り沿海州を南下して帰るとする田島公氏の説⁽²⁰⁾を援用し、遠藤氏の想定する出航地敦賀より出雲に立ち寄るのは、田島説の帰国航路と逆になるため、帰国時でなく来着時の詩とするのである。

この遠藤説について大日方氏は、詩中の「南風の吹く海路や北雁に帰国の思いをかきたてられること」はすでに小島氏が指摘するように帰国時の心情と解釈するべきであることや、前述の G 詩にⅠ詩と類似した語が用いられており、このⅠ詩を受けて G が作られたとみられることから、このⅠ詩は帰国時の弘仁六年春の作とし、出航地出雲において詠まれたものとしている。本稿でも大日方氏の見解に従いたい。

渤海使に同行しているのが二人の領客使であることから、「鏘鏘なる雙鳳」は領客使のことであろう。「鏘鏘」には「鳳凰の鳴き声の形容」の意味があるため、鳳凰を天皇の比喩とすれば、領客使は勅使であり、詞書の「両箇勅使」は領客使のことを指すと考えられる。

(五) 京で王孝廉を思つて詠んだ詩 (E)

E 書_レ懷呈_二王中書_一 一首。 仲雄王

辺旅十年老_ニ時明_一 海行千里入_二帝城_一 君門九重未_レ通_レ籍 閑臥窓樹晚鶯声

「王中書」は王孝廉のことと思われる。孝廉の官職は不明であり、「新唐書」にみえる渤海の官制には該当の官職はみえないが、「中書」は唐では中書省のことで、日本では中務省の官人に相当する官職である。また、作者の仲雄王は系譜未詳であるが、『文華秀麗集』の序文を書いた人物である。序文には「従五位下守大舍人兼信濃守」とあり、『凌雲集』目録より弘仁五年に従五位下内膳正であったことがわかる。

この詩がいつどのような場面で詠まれたかについては、先行研究でもあまり触れられていない。しかし、詩中の「君門九重いまだ籍を通ぜず」の部分は、仲雄王が宮中に

入るための宮門をくぐるができない事情があり、そのため王孝廉に直接会うことができなかったことを意味していると考えられる。仲雄王が宮中に入れなかった理由として、『文華秀麗集』巻上贈答に「蒙譴外居、聊以述懷、敬簡金吾將軍。」という仲雄王の詩が注目できる。この詞書より、仲雄王は何らかの責を負い、蟄居の身であったのである。このため、在京中の王孝廉に会えなかった残念な気持ちをも、「晚鶯声」が聞こえる晩春（三月）に、出航地にいる王孝廉のもとに手紙を託して詠んでいるのである。

(一六) 出航地での詩―夏・秋（K・F）

K 和坂領客対_レ月思_レ郷見_レ贈之作。一首。 王孝廉

寂寂朱明夜 团团白月輪 幾山明影徹 万象水天新
棄妾看生恨 羈情對動_レ神 誰言千里隔 能照兩鄉人

作者王孝廉が「坂領客」（坂上今継）の詠んだ詩に唱和したものである。詩中の「朱明」は朱夏と同様夏を意味する語で、王孝廉は五月に航海に失敗したのち、六月十四日には病没しているため、夏（四月）に入ってから没するまでの作となる。この詩より、領客使今継が夏を迎えても渤海使とともに出雲に滞在していることがわかる。さらに、秋になっても滞在を続けていることが次のF詩よりうかがえ

る。

F 秋朝聴_レ雁 寄_二渤海入朝高判官・釋録事_一。一首。

坂今雄

大海途難_レ涉 孤舟未_レ得_レ廻 不如関隴雁 春去復秋
来

弘仁五年九月三十日に来着が伝えられ、弘仁七年五月の記事を最後に出航している渤海使が、日本で迎えた秋は弘仁六年秋ということになる。高判官は高英善で、釋録事は釋仁貞であるが、釋仁貞は弘仁七年五月の国書で物故したことがみえる。仁貞の死亡時期は不明であるが、この詩が詠まれた秋の日以後のことになる。詩の作者今雄は前述のように領客使坂上今継と同一人物であろう。詩の冒頭部分「大海途涉ること難く、孤舟いまだ廻るを得ず」という句からは、王孝廉が漂廻した五月の出航失敗を詠みとることができよう。

以上（一）（六）でみてきた時期について、先行研究と本稿の説の差異を整理したものが【表Ⅱ】である。この表より明らかなように、従来の研究ではF詩を一連の渤海関連詩を時系列で並べた最後の詩と位置づけていた。しかし、これから述べるD詩とN詩については、新たにその後

の弘仁七年春に詠まれた詩であるという説を提示したい。

(七) 二度目の存問使派遣時の詩 (D・N)

D 春日餞_レ野柱史奉_レ使存_レ問渤海客_一。一首。 巨識人

使_レ乎_レ遠欲事_二皇皇_一 芳情睽離但有_レ觴 遲日未_レ銷迎

路雪 暖煙遍着主人楊

天涯馬路浮雲影 山裡猿啼朗月光 策_レ騎翩翩何処至

春風千里海西鄉

この詩は従来「春日」とあるため、弘仁六年の春に帰国する渤海使が出航地に向かうに及び、同行する存問使滋野貞主を餞別する詩であると理解されてきた。しかし、前述のように出航地における詩には存問使のことは詠まれておらず、存問使は渤海使とともに出航地に赴いていない。渤海使に同行しているのは領客使と随使である。

そこで、春に存問使貞主が派遣されるとすれば、弘仁七年五月の二度目の国書を渤海使に渡す使者となる。「遅日」「迎路の雪」「暖煙」などの語から、貞主は三月頃に京を出発したとみられ、出航地に着いて五月に国書を渡したと考えることができる。また、「皇皇を事とする」という記述には、(一)で検討したM詩の「皇華」同様、存問使が勅使である意味が込められている。M詩では巨勢識人も存

問使として出雲に派遣されたが、ここでは貞主に餞別の詩を詠んでおり、識人は出雲に向かつていないようだ。おそらく、出雲に領客使が長く留まっており、出航地での国書授与などの儀式は領客使と貞主で十分事足りるためであろう。

N 春日奉_レ使入_二渤海客館_一。一首。 滋貞主

蒼忙渤海幾千里 五兩舟中送_二二年_一 鯤壑難_レ辛孤帆
度 鯨濤殺_レ怕遠情伝

春鴻愛_レ暖南江水 旅客看_レ雲北海天 曉籟莫_レ驚單宿
夢 他鄉覺後不_レ勝憐

この詩は『経国集』に載せられている。貞主作の前掲H詩にも鴻臚館が詠まれており、このN詩の「渤海客館」の語と類似していることから、H詩とN詩は同時期の弘仁六年春に詠まれたものと考えられてきた。しかし、N詩の「奉使」は存問使としての任務を担い「渤海客館」に入っていることを意味している。「渤海客館」は渤海使が滞在している出雲の客館であろう。一方、H詩は存問使の任務については述べられておらず、場所は京内鴻臚館であり、両者は作者が同じであれ、まったく異なる状況を詠んだ詩である。

この詩が弘仁七年の春の詩であるということは、詩中二

【表Ⅱ】弘仁5～7年の渤海使迎接と漢詩文

年	月日	渤海使の動向	漢詩文	遠藤説	大日方説	上田説	アジヤ遊字説	加藤説	浜田説
弘仁5 (814)	9・30	出雲来着(後紀)		F・L					
冬		◆出雲国に安置					M		M
弘仁6 (815)	正・1	天皇出御。元日朝賀に参加(後紀)		E					
春	正・7	宴に参加。渤海大使以下に叙位(後紀)	A・B						
	正・16	天皇出御。豊樂院での宴に参加(後紀)		B・I	A・B・I	B	H・I	B	B
	正・20	朝集堂での宴に参加(後紀)		A		A		I	A・I
	正・22	帰国にあたり日本の国書を賜る(後紀)							
		◆京を出る	D	D	D	D	D		H
		◆出航地に向かう						C・H・J	C・J
		◆出航地に到着	J	G・I・ (H在京)	C・J			E	E (在京)
			C・G	C	G・H・ L・N	C・G・J・L	C・J・N	G・L (在京)	G (在京)
夏	4～	◆出航地で夏を迎える	K・L	K	K	K	K	K	K・L
	5・18	王孝廉ら海中で漂廻(後紀)							
	5・23	越前国に大船を選ばせる(後紀)							
	6・14	王孝廉薨(後紀)							
秋	7～		F		F	F		F	F
冬	10～								
弘仁7 (816)	春								D・N
夏	4～								
	5・2	高景秀以下に夏衣と国書を賜る。 このときまでに王昇基・釋仁貞ら が物故(類史)							

句目の「船中送一年」からも明らかに。すなわち、渤海使が出航地の出雲に着いたのが弘仁六年の春であり、それから帰国できずに船出の日を待つ一年が過ぎたというのである。もしこの詩を弘仁六年春の詩とれば、この一年の意味を解釈することが難しい。井実氏は「一年」を渤海から日本までの航海期間と解釈し、一句目の「千里」に対応させて「一年」と詠んでいるものの、「誇張表現であろう。…実際の期間は一ヶ月もかかっていなかったと思われる」と解釈している。しかし「誇張表現」とみるよりも、弘仁七年の春の詩であると理解すれば、実際に出雲での滞在期間が一年となり、詩の言葉通り理解できるのである。

このN詩のみがなぜ『経国集』に載せられているかについては明らかではないが、貞主による『経国集』序文には、「先入秀麗者、即不刊之書也。彼所漏脱、今用兼収。」とあるように、すでに『文華秀麗集』に日詩があったため、詞書が似ているN詩は漏れてしまったのかもしれない。しかし、N詩の存在により、存問使が二度にわたり出雲に派遣されたことが確認できるのである。

三 弘仁六年の存問使・領客使―むすびにかえて

以上の渤海関連詩の検討を通じて明らかになった、弘仁

六年段階の存問使と領客使の任務を整理してみたい。

漢詩文から判明した存問使は滋野貞主と巨勢識人の二名である。識人を存問使とする先行研究はこれまでなかったが、ともに(M)詩で野焼を詠んでいることから考えれば、存問使として二人が渤海使の来着地(出雲)に派遣されているとみてよいであろう。また、一年後の弘仁七年春に二度目の国書と夏衣を渡すために滋野貞主が出航地(出雲)に派遣されている。渤海使が入京したにもかかわらず、出航地に再度国書を届ける事例は他にはみえず、帰国が難航したための特例とみられる。

一方、領客使は、漢詩文から名前が判明するのが坂上今継であるが、(J)詩の「両箇領客使」という表現によりもう一名いたことが確認できる。弘仁六年正月末に帰国する渤海使を送るため、出航地に向かった。出航地到着後は、渤海使が航海に失敗した五月以後も使節とともに滞在を続け、弘仁七年に再度存問使が来るときまでも滞在し続けたとみられる。また、領客使に同行する「滋三」は、治部式蕃客条で領客使に随行して記録を担当する随使であったと思われる。

領客使の任務は治部式蕃客条に「在路雑事」とされており、また玄蕃式でも蕃客とともに往還することが記されて

いる。今回の領客使は、入京路を渤海使に同行したことはみえないが、帰国時には同行しており、延喜式に規定された領客使がすでに弘仁六年段階で確立されていたことが明らかにされる。

このように、弘仁六年において、存問使と領客使はそれぞれ固有の役割を果たしており、両者を混同すべきではないのである。これまで個々の迎接使の任務を定義せずに行ったために、存問使が帰国時の渤海使に同行するという誤解が生じており、それが漢詩文の誤った解釈をまねいていたのである。

註

(1) 拙稿「延喜式に見える外国使節迎接使―太政官式蕃客案と治部式蕃客案の検討―」(『延喜式研究』一八、二〇〇二年)。

(2) 僅かに『類聚符宣抄』第六文譜に、
 応檢取使司所進文記事

右被右大臣宣称、凡厥文記本備遵行。若有失錯、何足准擬。而今掌客文記錯誤者多。此是外記不加檢察所致也。自今以後、諸使文記、宜細披檢而後收置。即彼収帳録檢人名。若有失錯、随事科附。

弘仁六年正月廿三日

大外記豊宗宿禰廣人奉

という記事がある。この正月二十三日は、日本が国書を授与した翌日であるため、この「掌客文記」も渤海使の迎接使であるとみられる。

(3) 小島憲之校注『懷風藻・文華秀麗集・本朝文粹』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六四)。以下、本稿で扱う小島説はこの校注著書に拠る。

(4) 遠藤光正 a「渤海国使王孝廉と『文華秀麗集』」(『東洋研究』一一六、一九九五年)、b「渤海国使と勅撰漢詩集」(『東洋文化』復刊七五、無窮会、一九九五年)。以下、本稿で扱う遠藤説はこれらの論文に拠る。本稿中では a 論文、b 論文と称することにする。

(5) 後藤昭雄「王孝廉「奉勅陪内宴詩」」(『アジア遊学』勉誠出版、五七、二〇〇三年)、河野貴美子「釈仁貞「七日禁中陪宴詩」」(『同』六〇、二〇〇四年)、岡部明日香「桑腹赤「和渤海入觀副使公賜對龍顔之作一首」」(『同』六二、二〇〇四年)、井実充史「滋野貞主「春日奉使入渤海客館」」(『同』六四、二〇〇四年)、山谷紀子「滋野貞主「春夜宿鴻臚簡渤海人朝王大使」」(『同』六六、二〇〇四年)、中村成里「巨勢識人「春日餞野柱史奉使存問渤海客」」(『同』六九、二〇〇四年)、加呂古春「王孝廉「春日對雨。探得情字。一首」」(『同』七一、二〇〇五年)、岡部明日香「王孝廉「在迎亭賦得山花戲寄阿箇領客使并滋三一首」」(『同』七二、二〇〇五年)、蔣義喬「王孝廉「和坂領客對月思鄉見贈之作」」(『同』七三、二〇〇五年)。以下、本稿

で扱う各執筆者の説はこれらの論文に拠る。

- (6) 大日方克己「日本・渤海間の交通と山陰諸国」〔社会システム論集〕五、島根大学法・文学部、二〇〇〇年。以下、本稿で扱う大日方説はこの論文に拠る。

- (7) 上田雄「渤海使の研究」(明石書店、二〇〇二年)。以下、本稿で扱う上田説はこの著書に拠る。

- (8) 加藤順一「文士と外交」(三田古代史研究会編「政治と宗教の古代史」慶應義塾大学出版会、二〇〇四年)。以下、本稿で扱う加藤説はこの論文に拠る。

- (9) 「扶桑略記」延喜十九年十二月二十四日条に渤海使を「越前国松原駅館」に安置することがみえる。この「松原駅館」は「延喜雜式」に「凡越前国松原客館、令氣比神宮司檢校」とある「松原客館」と同一のもので、日本海沿岸に到着、出航する渤海使専用の客館とみられているが、比定地には諸説があり、実在については確証を得ていない。松原客館(駅館)については、田島公「奈良・平安初期の対外交渉」〔福井県史 通史編一〕一九九三年) 参照のこと。

- (10) テキストは『文華秀麗集』に小島憲之氏註(3) 前掲書を、『経国集』に小島憲之「国風暗黒時代の文学 下」〔塙書房、一九九一年〕を使用した。

- (11) 貞主の卒伝(『日本文徳天皇実録』仁寿二年二月乙巳(八日)条)によれば、弘仁二年に少内記、弘仁六年に大内記になっている。

- (12) 阿部猛、義江明子、相曽貴志編『平安時代儀式年中行事事典』「内宴」井上亘氏執筆(東京堂出版、二〇〇三年)。

- (13) 小島憲之「国風暗黒時代の文学 中(中)」〔塙書房、一九七九年〕によれば、「太」を「大」とする写本もある。

- (14) 川口久雄校注『菅家文章・菅家後集』(日本古典文学大系、岩波書店、一九六六年)。

- (15) 小島憲之氏註(3) 前掲書では、この「上京」を「渤海の都竜泉府」とするが、すでに加島氏もその誤りを指摘するように、ここでは平安京と理解するべきであろう。

- (16) 坂上今継については、笠井純一「日本後紀」の第一次撰者と大外記坂上今継」〔続日本紀研究〕二七九、一九九二年) が詳しい。

- (17) 松浦友久「『文華秀麗集』考」〔漢文学研究〕一〇、一九六二年)。

- (18) 「日本三代実録」貞観元年十二月二十二日条。

- (19) 「日本文徳天皇実録」仁寿二年二月乙巳(八日)条。

- (20) 田島公氏註(9) 前掲論文。ただし、田島氏の説は稲垣直「美保関から隠岐島まで(再考)」〔季刊ぐんしよ〕再刊一八、一九九二年) 論文をもとにしたもので、ここでは稲垣説とみるべきであろう。日本から渤海への航路については、近年上田雄氏註(7) 前掲書や古畑徹氏「渤海・日本間の航路について」〔古代交通研究〕四、一九九五年) により、日本海横断ルートが想定されている。